2017年(平成29年)10月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

高齢者,障がい者等及び福寿に係る医療費の助成に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2017年(平成29年)9月22日付けで諮問(第881号)された高齢者,障がい者等及び福寿に係る医療費の助成に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について,次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は, 「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり,個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は,次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より,刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査のため,福祉医療給付課で保有する障がい者等医療費助成に係る受給者の 個人情報について照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は,目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,神奈川県藤沢警察署司法警察員に受給者の個人情報を目的外に提供することについて,条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 障がい者等医療費助成の情報を目的外に提供することについて ア 目的外に提供する個人情報

障がい者等医療費助成資格取得日・医療費助成額・医療費助成振込日・医療機関名・診療月

なお,捜査関係事項照会書の照会事項の「その他参考となる事項」や「申請時に作成する書類等があれば,その写しについて」を捜査機関に確認したところ,障がい者等医療費助成の資格取得時に確認する保険証や障がい者手帳の情報とのことであり,提供する必要がないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件照会は,刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については,公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており,その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、捜査中の強行事件の被疑者であり、照会事項が捜査に必要である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は,高齢者,障がい者等及び福寿に係る医療費の助成に関する事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係わる個人情報の内容と趣旨等を勘案した 結果,本件の照会に応じる必要性があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし,本件に係る目的外提供は,捜査のために行うものであり,本人通知をした場合には,当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについての合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

- (4) 提出書類
  - ア 捜査関係事項照会書
  - イ 回答書(案)
  - ウ 助成額内訳
  - 工 個人情報取扱事務届出書

## 3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は,正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり,本件照会の具体的必要性については,「捜査内容の詳細については回答できないが,捜査中の強行事件の被疑者であり,照会事項が捜査に必要である。」とのことである。

また,実施機関では,本件の目的外に提供する個人情報は,高齢者,障がい 者等及び福寿に係る医療費の助成に関する事務に係る個人情報であり,他の代 替手段が想定し難いものである,としている。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。 ただし,捜査中の強行事件と目的外に提供する個人情報との関連性がはっきり しないことから,照会に係る具体的な必要性を再度確認し,実施機関として改 めて目的外に提供する必要性について判断することを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について 個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじ めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,本件に係る目的外提供は,捜査のために行うものであり,本人通知をした場合には,当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると,目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以上